

議案第60号

読谷村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年読谷村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6か月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6か月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期

課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6か月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年6か月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實